

介護老人保健施設 老健さがみ（介護予防）通所リハビリテーション利用料金体系表

別紙1

平成26年4月1日現在

◎介護保険制度内料金(1単位の単価は10.33円)

【通所リハビリテーション】

基本単位	要介護度	単位数	利用者負担相当
	要介護1	677単位/日	700円/日
	要介護2	829単位/日	857円/日
	要介護3	979単位/日	1,012円/日
	要介護4	1,132単位/日	1,170円/日
	要介護5	1,283単位/日	1,326円/日

加算等単位	加算項目	単位数	利用者負担相当	内容
	入浴介助加算	50単位/日	52円/日	入浴介助を行った場合に算定
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位/日	13円/日	通所リハビリテーション事業に携わる介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合に算定
	リハビリテーションマネジメント加算	230単位/月	238円/日	原則、月4回以上通所リハビリテーション実施している場合に算定
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	120単位/日	124円/日	利用者に対して集中的(概ね週2回以上、1回あたり40分以上)に個別リハビリテーションを行なった場合に算定(退院・退所、初回要介護認定から1ヵ月以内)
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	60単位/日	162円/日	利用者に対して集中的(概ね週2回以上、1回あたり20分以上)に個別リハビリテーションを行なった場合に算定(退院・退所、初回要介護認定から1ヵ月～3ヶ月)
	個別リハビリテーション実施加算	80単位/日	83円/日	利用者に対して、退院・退所、初回要介護認定から起算して3ヶ月を超える期間に個別リハビリテーションを行なった場合に算定
	訪問指導等加算	550単位/回	569円/回	利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行なった場合に算定(月1回を限度)
	重度療養管理加算	100単位/日	104円/日	別に厚生労働大臣が定める状態にある要介護4または5の利用者に対してサービス提供を行なった場合に算定
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月に算定されたの総単位数の1000分の17に相当する単位		

【介護予防通所リハビリテーション】

基本単位	要支援度	従来型個室	多床室(2人室・4人室)
	要支援1	2,433単位/月	2,514円/月
	要支援2	4,870単位/月	5,031円/月

加算等単位	加算項目	単位数		内容
	要支援1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	48単位/月	50円/月	通所リハビリテーション事業に携わる介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合に算定
	要支援2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	96単位/月	100円/月	通所リハビリテーション事業に携わる介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合に算定
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月に算定されたの総単位数の1000分の17に相当する単位			

◎介護保険制度外料金(利用者の希望により提供した場合に費用が発生します)

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション共通】

項目	費用	内容
食費	700円/食	食事材料費、調理コストに相当する費用です
おやつ費	100円/食	施設で用意するおやつ費用です